

# 高規格堤防整備における推進策等の調査研究

## Research on Promotional Measures for High Standard Levee Improvements

まちづくり・防災グループ 研究員 江上 大介  
 技術参与 土屋 信行  
 まちづくり・防災グループ グループ長 阿部 徹  
 主席研究員 光橋 尚司  
 まちづくり・防災グループ 研究員 佐伯 博人  
 まちづくり・防災グループ 研究員 佐治 史

### 1. はじめに

高規格堤防整備事業は、人口、資産等が高密度に集積した低平地等を抱える大河川において、施設の能力を上回る、いわゆる超過洪水に対し、堤防の決壊に伴う壊滅的な被害の発生を回避するため、まちづくりと一体となって幅の広い緩傾斜の堤防を整備するものである。



図-1 高規格堤防の基本断面及び機能<sup>1)</sup>

「人命を守る」ということを最重視し、当初の整備区間である873kmから「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmに集中して、現在は関東地方及び近畿地方の5水系5河川（荒川、江戸川、多摩川、淀川、大和川）で事業が進められている。

平成29年3月末時点の高規格堤防の整備状況は、整備区間の約120kmに対して約14km（約12%）が整備済みで、このうち、高規格堤防の基本的な断面形状が確保されている区間は約3.3km（約2.8%）となっている。

今般、国土交通省は、「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」を開催し、より効率的に高規格堤防の整備を推進するための方策に関する提言（以下「提言」

という）を平成29年12月にとりまとめており、更なる整備推進の為に具体的な推進方策の実施が求められている。

本稿は、提言の具体化に向け、河川管理者、自治体、有識者等へのヒアリングや勉強会による課題整理を踏まえ、高規格堤防整備を推進するために必要な制度設計、まちづくり事業が促進されるよう沿川の開発意欲を高める手法について、調査研究をとりまとめた。

### 2. 検討内容

#### 2-1 川裏法面敷地の有効活用に関する検討

- 共同事業者による川裏法面敷地（国有地部分）の有効活用について、容積率緩和を目的とした建築敷地への活用（図-2参照）、公共用地への活用（公共減歩の緩和）や河川空間のオープン化（営業活動への活用）等の活用パターンを整理した。
- 河川法や河川敷地占用許可準則に則った占用手続きの検討を行い、一体的な活用の手続きを円滑にするための標準フローを作成した。検討にあたっては、分譲マンションなど維持管理の主体が共同事業者から変更となる場合について、河川法の運用を整理した。
- 民間事業者等が占用する場合の川裏法面敷地の維持管理の内容について、管理協定、占用施設の一般開放、継続的な維持管理、適切な維持管理が行われない場合の対応、管理瑕疵責任等について対応方針を検討した。

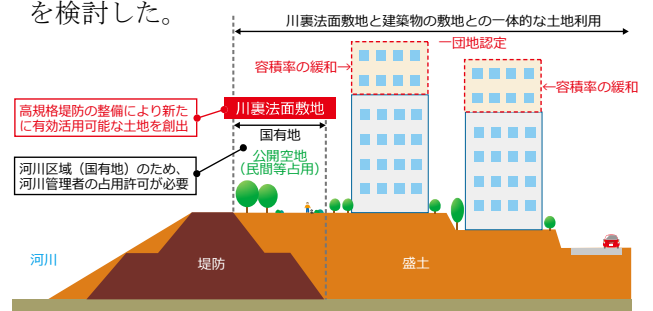


図-2 建築物の敷地としての活用イメージ

## 2-2 高規格堤防断面内に設置する構造物の検討

- 高規格堤防特別区域は通常の土地利用に供することができ、構造物の設置も可能とされているが、高規格堤防断面内に設置する構造物の取り扱いについて、明確に整理されていないため、これまでの設置事例を踏まえ、通常堤防（高規格堤防断面内に内包される堤防定規断面）機能の安全性への影響の観点から、個別検討の必要性を整理した（図-3参照）。
- 高規格堤防断面内に構造物を設置する際に、通常堤防機能の安全性を損なうことがないよう個別に十分な検討（構造物設置前と同等の機能確保）を行い、所要の措置を講ずる必要があるケースを表-1に整理した。構造物が通常堤防断面内に入らなければ支障はなく、通常堤防断面内に入る場合には、河川管理施設等構造令第73条に従い、通常堤防と同等以上の機能が認められれば、共同事業者は構造物を設置できるとの整理を行った。



図-3 通常堤防機能に対する個別検討必要性の模式図

表-1 通常堤防機能に対する個別検討必要性の整理

構造物の種類	通常堤防の裏法断面	左記断面以外の高規格堤防断面
①河川法による許可不要の工作物（基礎杭・電柱・その他棒状の工作物、漏水のおそれのない地表面から1m以内の工作物）	検討不要	検討不要
②建築物の地階※（ビル等の個々の構造物）	検討必要	検討不要
③連続して設置する構造物※（ボックス構造の道路等）	検討必要	検討不要

※②③は河川法26条に基づき工作物の新築等の際には河川管理者の許可を必要とする。

## 2-3 高規格堤防推進のための方策検討

- 民間事業者等の負担軽減に必要な税制や融資制度について、現状の制度を整理したうえで、固定資産税や都市計画税の軽減、建物の高さ制限等の緩和制度、プロティ建築等の助成制度等の検討を行った。
- 高規格堤防整備に伴う仮移転等の住民の負担軽減に必要な方策として、国有財産や公有財産の処分事例、土地区画整理事業による土地交換の事例、地方公共団体やUR等における土地取得の事例を整理したうえで、種地の確保、土地取得（先行買収）、土地交換等に関する現状や解決方策を検討した。
- 河川管理者が事業再評価の手続き等に時間を要し、

共同事業者の工程に対応できずに共同事業化を断念したケースがあることから、既往事例や民間事業者へのヒアリングから課題を整理し、早期の共同事業化が図れる事業着手の手続き改善案を検討した。

## 2-4 沿川整備基本構想の検討

- 高規格堤防及び沿川市街地の整備等の内容を示す沿川整備基本構想（以下「構想」という）は、策定から約20年経過しているため、改定案を検討した。
- 沿川自治体の各種計画の高規格堤防に関する位置付けや記載内容、予定区域の土地利用を整理したうえで、構想の見直しの視点や記載項目を検討し、構想の素案（基本構成）を作成した。
- 素案をもとに淀川沿川地域における現在の情勢や各種プロジェクトの整理を行い、淀川を対象とした具体的な構想について、改定案（原案）を作成した。

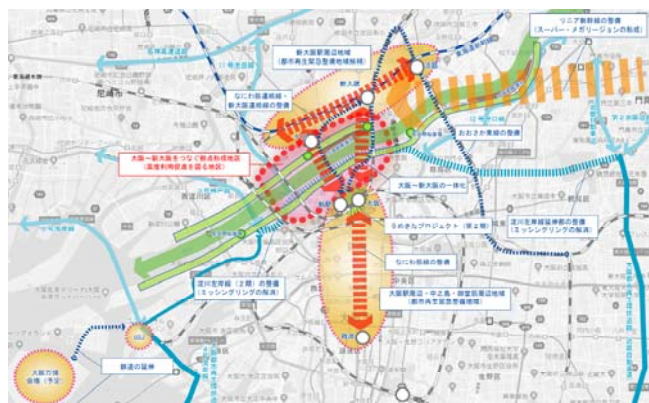


図-4 淀川沿川地域のグランドデザイン

## 3. おわりに

本研究では、提言の具体化に向けて、まちづくりの促進や民間事業者の開発意欲を高める手法について調査研究を行った。今後は、河川管理者の視点のみならず、まちづくりや民間事業者の視点も踏まえ、共同事業化により、互いにメリットを享受でき、両者の課題を同時に解決し、整備の促進が可能となる取組みや整備手法を検討していくことが、高規格堤防整備の推進に重要であると考えられる。

最後に、研究にあたり国土交通省水管理・国土保全局治水課を始め、近畿地方整備局、関東地方整備局、各河川事務所など関係する方々には、多大なるご協力とご指導を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる。

### <参考文献>

- 1) 国土交通省荒川下流河川事務所：よくわかる高規格堤防整備事業パンフレット
- 2) 国土交通省水管理・国土保全局：高規格堤防の効率的な整備に関する検討会，2017